

（午後1時00分 再開）

○議長（土井裕美子君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番9、1番 岡本さん。

〔1番（岡本安弘君）登壇〕

○1番（岡本安弘君）皆さま、こんにちは。令和クラブ、岡本安弘です。

昼食後、一番眠たくなる時間帯でございますが、しばしお付き合いよろしく願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の発生から約1年2カ月が経過いたしました。感染者の数は世界で1億1,000万人を超えております。世界や日本、また本市にとりまして、コロナ克服に向けて正念場の一年となっております。

改めまして、医療関係者、エッセンシャルワーカー、そして感染拡大防止にご協力くださる全ての事業者、国民・市民の皆さまに深く感謝を申し上げます。

それでは、議長のお許しを頂きましたので、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

2019年12月、中国にて急性呼吸器疾患が集団発生し、この疾患はヒトで初めて見られた新型コロナウイルスが原因となって引き起こされていることが分かりました。その後、このウイルスは中国全土から世界中へと広がり、WHOがパンデミックを宣言するに至りました。

2020年1月、我が国初の新型コロナウイルス陽性患者が報告されて以降、多くのクラスターが発生し、緊急事態宣言も発出されました。3月8日現在までの新型コロナウイルス感染症の感染者数は約44万人で、お亡くなり

になった方は累計で約8,200人となっております。

各国の新型コロナウイルスのワクチン接種状況や副作用等について毎日のように報道されている中、日本ではアメリカの製薬大手ファイザーが開発した新型コロナウイルスのワクチンについて、厚生労働省は2月14日、安全性や有効性などが確認されたとして、国内で初めて承認いたしました。2月17日から国立病院機構や労働者健康安全機構など、100病院に所属する医師や看護師の希望者について先行接種が開始され、その後、より多くの医療機関を対象にした先行接種が開始される予定となっております。

そこでお伺いいたします。

1、本市の予防接種体制の進捗状況について。

また、新型コロナウイルスに感染し、引越しを余儀なくされ、偏見や誹謗中傷など、コロナ差別も多数聞かれるところでは。

2、コロナ差別に対する見解について。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。明確なご答弁、よろしくお願い申し上げます。

○議長（土井裕美子君）1番 岡本さんの質問、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種などに対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（吉田健司君）登壇〕

○健康福祉部長（吉田健司君）新型コロナウイルス感染症に係る予防接種などについてお答えします。

新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大が続く中、今後予定されるワクチン接種は、感染拡大に歯止めをかけるものとして大

きな期待を寄せられています。

国内で初めてとなる新型コロナウイルスのワクチン接種が2月17日から、全国100箇所の国の機関の医療従事者を対象に先行接種が始まり、3月中旬には一般の医療従事者の優先接種が開始され、その後、高齢者接種が開始される予定です。

まず、一点目の本市の予防接種体制の進捗状況についてですが、2月12日に橋本市民病院に国からマイナス75℃対応のディープフリーザーが配備され、市内の医療機関に配送するための準備が整いました。ディープフリーザーは、4月から6月までにさらに4台本市に配備されます。

次に、高齢者の接種に向け必要となる接種券の発送については、国の指示に従いながら送付していきます。

64歳以下の一般の方の接種券の発送については、国の指示に従いながら準備を進めています。

次に、接種可能な医療機関の取りまとめについては、現在、橋本保健所、伊都医師会、関係市町で協議を重ね、現在、最終の取りまとめをしており、間もなく公表できる見込みです。接種可能な医療機関が決定しましたら、ホームページなどでお知らせするとともに、接種券の送付の際にも接種可能な医療機関名を同封する予定です。

次に、市民の皆さまからの様々な問合せに対応するため、3月8日から保健福祉センター内にコールセンターを立ち上げ、5月末までは土日祝日も含め電話相談にあたる予定です。

市のコールセンターでは、医療的な問合せには対応できませんが、接種に関する様々な問合せにできるだけお答えできるよう準備をしています。なお、医療的な相談や接種後の体調についての相談は都道府県のコールセン

ターが担うことになっています。

また、来庁者の対応として、保健福祉センターロビーにワクチンの相談コーナーを設けて、市職員が相談にあたります。

次に、各医療機関で必要なワクチンはディープフリーザーの設置されている基本型接種施設から個々の医療機関に向け、1週間に2回程度配送する必要があります。このワクチンの配送は特に取扱いを慎重にする必要があります。現時点では市の危機管理室の采配の下、市職員の手でワクチンを医療機関に配送する予定です。一方で、運送業者等からのワクチン配送の提案もあり、安全にかつ確実に運送できる方法を検討しています。

次に、特別養護老人ホームなど的高齢者施設で生活されている高齢者への接種に向けては、2月19日に橋本市及び伊都郡内の社会福祉施設向けの事務説明会を橋本保健所と関係市町合同で開催し、高齢者施設での接種に向けて協議を進めています。

いずれにしても、国のワクチン確保が急務となっている中、国の動向を注視しながらスムーズな接種開始に向けて、関係機関と協議を進めながら取り組みます。

○議長（土井裕美子君）総合政策部長。

〔総合政策部長（上田力也君）登壇〕

○総合政策部長（上田力也君）次に、二点目のコロナ差別に対する見解についてお答えします。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染への不安や恐怖から感染した方や医療従事者及びその家族、あるいはクラスターが発生した店舗、会社、施設等に対する心ない差別や忌避する行為といった問題が全国で発生しており、市としてもこのことを大変重く受け止めています。

今までに具体的に本市に寄せられた相談は2件ありました。幸い深刻な差別事象に発展

したものは今のところありませんが、インターネットの掲示板やSNSを通じての誹謗中傷、感染者や地域を特定しようとする行為などが懸念されるところでございます。

誹謗中傷は誤った情報に基づく感染への不安から、感染者を忌避する行動を取ることで自らの心の安定を図ろうとする意識によるものと考えられています。これを防止するためには、国や県が発信する情報を市としても正確に伝えるとともに、市民の感染症への正しい理解が得られるよう、またしっかりとした感染対策へのお願いも併せて、危機管理室とも連携し、情報発信と啓発を粘り強く継続していく必要があります。いずれにしても、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重できる心の余裕を持っていただけるような取組を進めていくことが重要であると考えます。

市では、はしもと出前講座による啓発、また市ホームページで啓発記事を掲載するとともに、昨年12月には啓発チラシの新聞折り込み、また2月には啓発チラシの全戸配布や回覧等、差別やいじめの発生防止に向けた取組を継続して行っているとともに、インターネット上の差別書き込み等のモニタリングについても試行的に行っています。

今後とも、人権啓発の推進に関わっていただいている橋本市人権啓発推進委員会をはじめとする各種団体や県とも連携しながら、感染症を原因とする誹謗中傷や差別的な取扱いを未然に防ぎ、人権侵害のないまちづくりを実現するための啓発活動等を積極的に進めてまいります。

○議長（土井裕美子君）1番 岡本さん、再質問ありますか。

1番 岡本さん。

○1番（岡本安弘君）ありがとうございます。接種に対して目まぐるしく国の動向や状況というのが日々変わる中で、また前例がなく手

探りの中でワクチン接種に向けて取り組んでいただいている職員の皆さまに、改めて感謝を申し上げます。

さて、今ご答弁いただきましたマイナス75℃対応のディープフリーザー、超低温冷凍庫ですけれども、国から各市町村に無償譲与され、2月12日に橋本市民病院に設置されております。そこで保管されるワクチンは市民病院の方が管理されて、橋本・伊都圏域の医療機関に配送される。そして、先行して医療従事者に対してワクチンが接種されるものでございます。その後、4月から6月までにディープフリーザーというのが本市に4台設置されるわけですけれども、設置された施設から65歳の方がワクチン接種を受けられる個々の医療機関に配送されるということでございます。1台は既に市民病院のほうに設置されておるわけですけれども、残り4台のディープフリーザーについてですが、設置される場所と、また保管されるワクチン管理についてお答えください。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）ただ今のご質問にお答えします。

4月に1台納付される冷凍庫は保健福祉センターに設置し、5月に納品される2台については2病院に問い合わせで意向確認をします。6月に1台納品される冷凍庫は、要望がなければ保健福祉センターに設置したいと考えています。

次に、管理はディープフリーザーの保管管理責任者、これは医師の名前で登録します。この責任者の下、ワクチンの管理を行います。ファイザー社製のワクチンは配送業者からワクチンを受け取りますと、ディープフリーザーのある場所まで台車等を用いて2人で運びます。ディープフリーザーのところで箱からワクチンを取り出し、バイアルが納められて

いる小箱をディープフリーザーに収納します。冷凍庫内の温度がマイナス60℃以上にならないように取扱いを行います。

さらに、ディープフリーザーがある施設は他の施設へワクチンを輸送する起点となるため、抛出時においてもワクチンや関係物品を提供しなければならないとなっています。関係物品はワクチン本体のほか、ワクチンに附属する書類、支出準備書及び予診票に添付されるためのワクチン接種シール、生理食塩水、国から供給される接種用注射器、注射針及び接種用シリンジ、バイアル数や超低温冷凍庫から取り出した時刻等を記載した情報提供シートとこうした物品も渡す業務が発生します。

その後、分配先の診療所施設名、ワクチンを渡した日、本数、ロット番号、ワクチン分配管理台帳に記載し、当該台帳を3年間保管することとなっております。

以上です。

○議長（土井裕美子君）1番 岡本さん。

○1番（岡本安弘君）ありがとうございます。今ご答弁を頂きましたように、4月に納品される冷凍庫については保健福祉センターに、5月に納品される残りの2台については、2病院に問い合わせで意向確認を行っていく。6月に納品される冷凍庫は、要望がなければ、福祉センターに設置するというのを考えているということでした。

それと、ワクチンの管理についてですが、ディープフリーザーの保管管理責任者は医師の名前で登録をし、この責任者の下にワクチンの管理を行っていくというふうにお答えいただきましたわけですが、皆さんご承知のとおり、市民病院は医療機関でありまして、ドクターをはじめとする様々な専門的な知識のある有資格者の方が多数おられるところでございます。病院でワクチン管理について専門職の方が保管や管理を行うというのは

一般的なことであるというふうに誰もが認識するところでありまして、今お答えいただきましたように、保健福祉センターに設置されますディープフリーザー、そこに保管されるワクチンについては、医師の名前で登録すると言われるところですが、医療の専門職の方がそこに常駐して管理を行うわけではございませんので、その点について誰がどのように管理をされるのかお伺いたします。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）お答えします。

今ご質問のあったように、市役所は病院のような医療機関ではありませんけれども、市町村が管轄する場所を基本型接種施設として登録することで、国からのワクチンの配送を受け取ることができます。基本型接種施設となる保健福祉センターでは医師が常駐しないため、現在、保健所と保管管理責任者の登録について問い合わせています。

保管場所は保健福祉センター内の薬品庫に設置します。薬品庫は警備システムと非常用電源設備が完備されています。管理はいきいき健康課及び子育て世代包括支援センターの職員のうち責任者を決めて、複数で管理や搬入・排出作業を行います。取扱いについて橋本市民病院や橋本保健所に聞きながら、適切に管理を行っていく予定です。

○議長（土井裕美子君）1番 岡本さん。

○1番（岡本安弘君）ありがとうございます。管理のほうはいきいき健康課及び子育て世代包括支援センターの職員のうちの責任者を決めて、複数で管理や搬入作業を行っていくということですのでございます。それで今、橋本市民病院や保健所に聞きながら適切に管理を行っていくというお答えを頂きました。

そもそも論になるんですけども、2月3日に文教厚生委員会のほうでワクチン接種に

ついでに進捗状況ということで報告を頂いたときに、保健福祉センターに設置するというふうな、そのときの状況でお話は頂いてありがとうございました。自分自身感じるところですけども、医薬品とか薬というのはもちろん有資格の方が適切に管理するというのが常識というか、一般的であるというふうに思っておったので、その辺り福祉センターに設置することに対してどうなんかなというのを疑問に持ちまして、その辺り個人的に少し調べさせていただいたんですけども、ディープフリーザーを一応橋本市の保健福祉センターに設置するということに関しては、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き1.2というところにも記載されておりますように、配送場所、担当者、担当者連絡先の情報は登録するというところでございます。

そんな中で超低温冷凍庫についてですけども、超低温冷凍庫の実際の配置にあたっては、一定規模の病院や複数の医療機関が協力して運営する会場、循環診療の拠点となる場所へ配送することができるように調整を行うということでございますので、もちろん福祉センターに設置するということは特に問題はないというふうには書いてございます。それと、ワクチン等の割当てということで今、健康福祉部長がおっしゃっていただいた基本型接種施設として登録するというところでございますので、医療機関以外の接種を行わない場所であっても、都道府県または市町村が管理する場所であれば、責任の医師が決めた上でワクチンの配送を受けることができるということになってございます。

それについては特に問題はございませんし、それ以前に、卸売販売業における医薬品の販売等の相手先に関する考え方についてということで、以前、平成23年3月1日ですけども、

厚生労働省の医薬食品局総務課から事務連絡が来てございます。そのときに事務連絡の中で事例として、市町村長に対して予防接種法に基づき、当該市町村が行うワクチン接種による副反応の応急治療措置のために使用する医薬品等、地方自治体の長に対し、予防接種に基づき実施されるワクチンの接種にあたり、必要な医薬品を販売することができるというふうにもなっております。一応、手引とか事務連絡に沿ってしっかりと健康福祉部のほうで、それに乗った形で対応していただいているのはしっかり自分自身の中で理解させていただいたところでもございます。

そんな中で一点気になるところがあるんですけども、しっかりと橋本市民病院や保健所のほうに聞きながら適切に管理を行うということでございますけれども、何せいきいき健康課の職員とか、子育て世代包括支援センターの職員が管理するにあたって、やはりいろいろ情報の中であっても、電源の不備があってワクチンが庫内の温度が上がったりとかいうふうなことも聞かれる中で、もちろんそれに対しては職員のせいというか、そういうわけではないんですけど、そういった適切な管理に関して、やはり資格を持ってないがために重荷にならないのかなというふうに一点気になる場所なんです。その辺りが体に接種する部分でありますので、やっぱりしっかりと適切に管理しないといけないという責任感ももちろんあるかと思っておりますので、その辺りについて質問は避けさせていただきますけれども、しっかりと市民病院のドクターなり専門職の方に取扱いについては聞いていただいて、職員のプレッシャーにならない、重荷にならないような形で、またケアなんかもしっかりとさせていただけるようお願いをしておきますので、その点については要望しておきます。

引き続き質問させていただくんですけど、

先ほど接種までの流れについては同僚議員のほうから午前中に聞いていただきましたので、それを十分承知した上なんですけれど、そんな中、そのときにも触れておられたように高齢者の方のワクチン接種について、どこで接種をされるのかということについてご予約をお伺いいたします。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）お答えします。午前中にも一部答弁したんですけども、現在、伊都医師会や橋本保健所、それから1市3町で協議中ですけども、本市としては高齢者の予防接種については個別接種を基本と考えております。理由としまして、高齢者の多くは何らかの疾患を抱えておまして、ふだんからかかりつけ医をお持ちの方がおります。かかりつけ医は患者の病気やふだんの健康状態を把握しているので、ワクチン接種の際にはそれを有効に使いまして、個別接種の方向で考えていきたいと思っております。

○議長（土井裕美子君）1番 岡本さん。

○1番（岡本安弘君）ありがとうございます。高齢者の予防接種については、かかりつけ医での個別接種を基本と考えておるということでございます。高齢者の方についてはいろんな基礎疾患なんかもあるかと思っておりますので、その辺りについてはやはりかかりつけ医の方が一番その方の体の状況というのはよく分かっておられると思っておりますので、個別接種を基本としていただけるのであれば特に問題もないのかなと思っておりますので、その辺についてまたよろしくお願ひしときます。

それと、今ワクチン接種のお知らせというのを橋本市のほうで配布していただいております。朝からもおっしゃっていただきましたように、ワクチン接種のコールセンターというのも3月8日、昨日からですかね、開設してございます。朝からご答弁を頂いたように、

数件問合せも来ておるところでございますので、今後こういうコールセンターが開設されたということで、接種についても2回受けないといけないとか、いろんな今までにないような接種のやり方でございますので、やはり不安な部分もあるのかなと思っておりますので、その辺りコールセンターにもそうですし、また担当課のほうへもいろいろな問合せもあろうかと思っております。また高齢者のことですので、同じような質問というのが多々あるかと思っておりますので、その辺についても長い目で見ていただいて、対応のほうもお願いしておきます。

再質問ですけども、高齢者の方もそうですけれども、またその後基礎疾患のある方とか、施設の関係者の方、一般の方という順番でワクチン接種というのが進んでいくんですけども、全てに含んでですけども、ディープリザーが保健福祉センターに設置されるということについては、そこで接種会場になるのかなというところも一部予想されるんですけども、公の施設、福祉センターも含めて集団接種なんかも検討されておられるのかお伺いいたします。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）お答えします。議員もご存じのように、ワクチンの供給については非常に遅れてきております。ですので、いつ頃からとかどういう形でというのはまだ分からない状況ですけども、今考えておりますのは集団接種が、高齢者の接種が終了して一般の方の接種への移行期間をだいたい夏頃と考えております。夏から秋にかけて集団接種が必要と考えておまして、その場所について保健福祉センターでの集団接種を考えています。

集団接種を実施するには、医師、看護師の確保も含め必要であることから、伊都医師会の皆さまと協議をしながら進めていきたいと

考えております。

○議長（土井裕美子君）1番 岡本さん。

○1番（岡本安弘君）ありがとうございます。今おっしゃっていただいたように、医師、看護師の確保も必要でありますので、その辺りまた伊都医師会のほうとも協議していただきながらスムーズに進んでいっていただきますようお願いを申し上げます。

それでは、集団接種ということになってきますと、また問診場所とか接種場所、それとアナフィラキシーショックということも考えるとしばらく待機する場所とか、それなりのスペースも必要になってきます。私も子どもの予防接種で市民病院にもお世話になるんですけど、その場合ですと年々で予防接種するもの違ってきますし、同じように予約して行ってもそんなにも密になるということはどうもありませんけれども、今回どういう形で接種が進んでいくのかは分かりませんが、16歳以下を除いた全市民が一応対象となりますので、それなりの方が接種を予約して受けられるのかなというふうにも思いますので、その辺りスムーズに接種が進むというのと、またそれなりの場所の確保というところ、事前には検討してそれなりに進めていただいておりますので、それについてもしっかりと再度検討していただいて、スムーズに導入していただきますようお願い申し上げます。

引き続きですけれども、副作用等についてですけれども、情報とか報道というのがたくさん錯綜している中ですが、ワクチンの接種の順番というのが来た場合に、今アンケートなんかでもそうですけど、約半数の人というのがまだ打たないというふうなことも言われてございます。やはり予防接種に対して不安な部分というのが多いのかなというふうには考えるわけなんですけど、そこでワ

クチン接種を受けられることによって、やはり本人の重体化の防止はもちろん、医療機関が逼迫しないということが前提となるわけなんですけど、やっぱり逼迫しないことによって必要な人に必要な医療提供が行えるというところでございますので、接種を受けるということは重要なことというふうに思うわけなんですけど、ワクチン接種を推進するにあたってやはり市民の皆さんが不安に思うことの解消というのはしっかりしていかなければいけないと思うんですけど、その辺りについてどのように考えて、どうされていくのかお聞かせください。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）副作用関係については情報をしっかり提供していきたいと考えております。昨日でしたか、今日でしたか忘れたんですけども、はっきりした数字は握ってないんですけども、今だいたい7万人ぐらいの方が接種されて7名か8名の方が副反応が出ているようです。そのうちの2人の方が入院されていて、その辺りは回復に向かっているということで、今のところ重要な副作用については起こってないようです。

再度答えますけども、ワクチン接種を受けることにあたってしっかりした情報提供を行う必要があります。感染症予防効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意思で接種を受けていただきたいと考えております。一般的にワクチン接種後にはワクチンが免疫をつけるための反応を起こすため、接種部分の痛み、発熱、頭痛などの副反応が生じる可能性があります。治療を要したり、障がいが残るなどの副反応は極めてまれであるものの、ゼロではないと考えております。

ワクチン接種に対する不安を解消するため、国では現在、接種が開始された医療従事者の先行接種者を含め、延べ約300万人の方々につ

いてワクチン接種後の症状等の調査をすることとしており、ワクチンの安全性を継続して確認を行いながら、安全性に関する情報のほか、副反応を疑う事例についても専門家による評価結果を公表し、幅広く丁寧に伝えていくと聞いております。かかりつけ医師等とご相談の上、接種を受けるかどうかを決定していただきたいと思っています。医学的知見が必要となる専門的な相談先は都道府県の役割となっており、和歌山県が設置するコールセンターまたは最寄りの保健所などにお問合せをしていただけたらと思っております。

市としても県や保健所とも連携しながら、不安を感じられている方のために情報を収集し、可能な限り丁寧に説明することで、少しでも市民の皆さまの不安の軽減に努めたいと考えております。

以上です。

○議長（土井裕美子君）1番 岡本さん。

○1番（岡本安弘君）ありがとうございます。先ほども言わせていただいたように、ワクチン接種というのは自分自身の重度化の防止でもありますし、医療機関が逼迫しないことによって必要な人に必要な医療が提供される。みんなのためであるし、また広く考えれば自分の家族のためでもあるということから、また正しい情報をしっかりと収集していただいて、やっぱり市民の皆さまにお知らせを頂いて不安の軽減というのをしっかりしていただいた中で、一人でも多くの皆さんがワクチン接種をしていただくことが大切であるというふうに考えますので、またその点についてもご尽力いただきますようお願いしておきます。

それでは、引き続きご質問させていただきます。新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が令和3年2月3日に可決成立しまして、2月13日に施行され、コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を

防止するための規定が設けられています。全国的にコロナ差別に関する条例も制定され、啓発活動もされておりますけれども、なかなか減少するに至っていないのではないのかなというふうに感じております。

そこで、改めてお伺いいたします。今後、ワクチン接種が進んでいく中で、打つ人、まだ打たない人に分かれようか思います。先行して接種を受けられる医療従事者の中においても、夫婦間、兄弟間において打つ人、まだ打たない人というふうに分かれております。いろんな事情によって打たないということもありましょし、打てないという人もいてると思います。今無症状の方が多数おられる中で、いつどこで誰が感染してもおかしくない状況であります。そんな中でワクチン接種をしなくて新型コロナウイルスに感染した場合に、新たな差別が生まれるのではないのかということをご心配される医療従事者の方からのご相談もある中で、市として何か対策を考えておられるのかについてお伺いいたします。

○議長（土井裕美子君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）接種にあたりましては現在努力義務ということで、人それぞれ希望する人、それからしない人、希望するけども事情があり接種できない人などもおられます。議員ご指摘のとおり、接種した、しない、接種の有無により誹謗中傷や差別的な取扱いが発生する可能性はあります。

先ほど議員のほうからご紹介いただきましたインフルエンザ等対策特別措置法、これが2月13日に公布されていますが、これは広い意味でのコロナウイルス感染症対策全般に対する差別に関する規定ということなんですけれども、実は昨年11月に予防接種法の一部改正というのが行われていまして、そこで国において附帯決議というのがなされております。これは政府に適切な措置を講じるべきものと



して、新型コロナウイルスワクチンを接種していない者に対して、差別、いじめ、職場や学校等における不利益取扱い等は決して許されるものではないことを広報等により周知徹底するなど必要な対応を行うことということを政府に要請しているというところでございます。

一方、本市というのは人権擁護都市宣言というものも行っております。人権尊重の社会づくりというのをめざしていると。そういった中で差別につながらないように、また未然に防止するために必要な教育や啓発を行っていきたく。当然、ホームページはもちろんのこと、「広報はしもと」においても特集記事を編成するであるとか、あと、いろいろ人権講演会というのもやっています。コロナの中で開催できるかどうかというのも少し不明な点がありますけれども、そういった中でもこの差別に関することをテーマに講演会を開いていきたい。併せて、少し壇上からもご答弁申し上げましたけれども、橋本市の人権啓発推進委員会並びに関連する団体とも連携しまして、やはり相談体制の充実といえますか、窓口を設けた上でこれの充実努めていきたいと考えていますし、もし仮にそのような差別事象が不幸にもあった場合には、やっぱりきちんとした形で差別した者に対し、指導や助言等を行っていったらというふうに考えております。

○議長（土井裕美子君）1番 岡本さん。

○1番（岡本安弘君）ありがとうございます。もちろん差別というのはあってはならないことでありますので、その辺りについてまた啓発の活動なんかもしかりと行っていただきたいなというふうに思います。今ですけれども、世間みんなが不安に包まれやすくなっておるのかなというふうに思います。自分のためや家族のためを思ってコロナ対策をしてい

るつもりが、過剰な反応になってしまって、ささいなことで思い込みや差別や偏見を生んでしまっているのかなというふうに思います。

そんな中、やはり正しい知識と情報に基づいて行動しないといけないのではないのかなというふうに思います。それと、自分もそうですけれども、何気ない言葉に悪意がなくても人権侵害につながるということもございまして。やはり自分たち一人ひとりが正しい知識と情報を収集するというのも大切でありますし、また行政としても、引き続き正しい知識と情報の提供というのを、コロナ差別に対しての啓発活動についても改めて継続してしっかりと行っていただきたいというふうに思います。

コロナ差別による人権侵害のない世の中になっていただきたいなということを希望いたしまして、私の一般質問は終わらせていただきます。

○議長（土井裕美子君）1番 岡本さんの一般質問は終わりました。

この際、1時55分まで休憩いたします。

（午後1時41分 休憩）